

# 四半期報告書 作成上の留意点 (2021年6月第1四半期提出用)

公益財団法人 財務会計基準機構 企画・開示室 高野裕郎

## 《まとめ》

- ・令和元年会社法改正に伴う開示府令等の改正により、株式引受権に関する改正、株式交付制度の制定に伴う改正等が行われた。
- ・「時価の算定に関する会計基準」等が2021年4月1日以後開始する年度の期首から原則適用となる。本稿では、会計方針の変更、金融商品関係注記について解説している。
- ・「収益認識に関する会計基準」等が2021年4月1日以後開始する年度の期首から原則適用となる。本稿では、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、会計方針の変更、収益認識関係注記、セグメント情報等、主要な経営指標等の推移について解説している。

## I はじめに

本稿は、2021年6月第1四半期の四半期報告書の記載にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という。）の改正に伴う留意点、企業会計基準委員会（以下

「ASBJ」という。）から改正・公表された企業会計基準等に関する留意点を中心に解説する。なお、文中において意見に関する部分は私見であることをあらかじめ申し添えておく。

## II 令和元年会社法改正に伴う開示府令等の改正に関する留意点

### 1 開示府令の改正の概要

令和元年会社法改正に伴い、開示府令等の改正が行われており、2021年2月3日に公布、3月1日から施行されている。四半期報告書に関する改正としては、株式引受権に関する改正、株式交付制度の制定に伴う経営上の重要な契約

等の改正等が行われた。

### 2 株式引受権に関する改正

令和元年会社法の改正を受けて、ASBJから実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」